

**改正**

令和3年3月26日規則第22号

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則

沖縄県中央卸売市場条例施行規則（昭和59年沖縄県規則第12号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 市場関係者

第1節 卸売業者（第6条—第13条）

第2節 仲卸業者（第14条—第17条）

第3節 売買参加者（第18条—第24条）

第4節 関連事業者（第25条—第29条）

第3章 売買取引及び決済の方法（第30条—第55条）

第4章 市場施設の使用（第56条—第68条）

第5章 監督（第69条）

第6章 運営協議会（第70条—第76条）

第7章 雑則（第77条—第81条）

附則

**第1章 総則**

（趣旨）

**第1条** この規則は、沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例（令和2年沖縄県条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

**第2条** この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（取扱品目）

**第3条** 条例第4条第1項、第9条第1項及び第10条第1項の規則で定める取扱品目の部類は、青果部及び花き部とする。

2 市場の取扱品目は、次の各号に掲げる取扱品目の部類ごとに、それぞれ当該各号に定める物品

とする。

(1) 青果部 野菜、果実及びこれらの加工品並びに豆加工品、香辛料、はちみつその他の食料品で知事が認めるもの

(2) 花き部 花き及びその加工品

(開場の期日等)

**第4条** 市場は、次に掲げる日（以下「休日」という。）を除き、毎日開場するものとする。

(1) 日曜日（1月5日及び12月27日から同月30日までの間にある日曜日を除く。）

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 1月2日から同月4日まで及び12月31日

(4) 旧正月（旧暦の1月1日及び2日）

(5) 6月23日（沖縄県慰霊の日を定める条例（昭和49年沖縄県条例第42号）第2条に規定する慰霊の日）

(6) 旧盆（旧暦の7月15日及び16日）

2 知事は、前項の規定にかかわらず、出荷者及び消費者の利益を確保するため特に必要があると認めるときは、休日に開場し、又はこれらの者の利益を阻害しないと認めるときは、休日以外の日に開場しないことができる。

3 卸売業者は、開場日に臨時に休業し、又は開場日以外の日に臨時に営業しようとするときは、あらかじめ期日及びその理由を明示して知事の承認を受けなければならない。

(開場の時間及び卸売のための時間)

**第5条** 市場の開場の時間は、午前0時から午後12時までとする。ただし、知事は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

2 卸売業者が行う卸売のための時間は、次の各号に掲げる取扱品目の部類ごとに、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、知事は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(1) 青果部 午前5時から午後3時まで

(2) 花き部 午前9時から午後7時まで

## 第2章 市場関係者

### 第1節 卸売業者

(許可の申請)

**第6条** 条例第4条第1項の許可を受けようとする者は、卸売業務許可申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の本籍の記載のある住民票の写し、履歴書（第2号様式）、市町村長が発行する身分証明書及び写真（提出前3月以内に脱帽正面で撮影した上半身像のもので縦4センチメートル、横3センチメートルの大きさのもの。以下同じ。）
- (4) 株主、出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面（第3号様式）
- (5) 卸売市場法施行規則（昭和46年農林省令第52号。以下「省令」という。）第7条第1項に規定する別記様式第2号の例により作成した最近2年間における事業報告書
- (6) 当該事業年度開始の日以後2年間における事業計画書（第4号様式）
- (7) 申請者が他の法人に対する支配関係（他の法人に対する関係で、次に掲げるものをいう。以下同じ。）を持っているときは、その法人の名称及び住所、その法人の総株主等（総株主、総社員又は総出資者をいう。以下同じ。）の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の数及び当該議決権の数のうち当該申請者が有する議決権の数、その法人に対する支配関係を持つに至った理由を記載した書面並びにその法人の定款、直前事業年度の貸借対照表及び損益計算書並びに当該事業年度の事業計画書
  - ア 申請者がその法人の総株主等の議決権の2分の1以上に相当する議決権を有する関係
  - イ 申請者の営む卸売の業務に従事しているか、又は従事していた者が役員 of 過半数又は代表する権限を有する役員 of 過半数を占める関係
  - ウ 申請者がその法人の総株主等の議決権の100分の10以上に相当する議決権を有し、かつ、その法人の事業活動の主要部分について継続的で緊密な関係を維持する関係（イに掲げるものを除く。）
- (8) 申請者が条例第4条第3項各号（第1号及び第5号を除く。）に掲げる者に該当しないことを誓約する書面（第5号様式）
- (9) その他知事が必要と認める書類

2 条例第4条第4項の規則で定める最高限度の数は、次の各号に掲げる取扱品目の部類ごとにそれぞれ当該各号に定める数とする。

(1) 青果部 1

(2) 花き部 2

(許可証の交付)

**第7条** 知事は、条例第4条第1項の許可をしたときは、業務許可証（第6号様式）を交付するものとする。

(事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割の承認申請)

**第8条** 条例第6条第1項の承認を受けようとする者は、卸売業者事業譲渡し譲受け承認申請書（第7号様式）に、譲渡人及び譲受人についての次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

(1) 第6条第1項に掲げる書類

(2) 譲渡し及び譲受けに係る契約書の写し

(3) その他知事が必要と認める書類

2 条例第6条第2項の合併の承認を受けようとする者は、卸売業者合併承認申請書（第8号様式）に、当該申請者及び合併後存続する法人又は合併により設立される法人についての次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

(1) 第6条第1項に掲げる書類

(2) 合併に係る契約書の写し

(3) その他知事が必要と認める書類

3 条例第6条第2項の分割の承認を受けようとする者は、卸売業者分割承認申請書（第9号様式）に、当該申請者及び分割により当該業務を承継する法人についての次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

(1) 第6条第1項に掲げる書類

(2) 分割に係る計画書又は契約書の写し

(3) その他知事が必要と認める書類

(卸売業務の開始等の届出)

**第9条** 条例第7条第1号及び第2号の規定による届出をしようとする者は、業務開始等届出書（第10号様式）を知事に提出しなければならない。

2 条例第7条第3号の規定による届出をしようとする者は、名称変更等届出書（第11号様式）に、

登記事項証明書その他知事が必要と認める書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

- 3 卸売業者又は清算人は、卸売業者（業務を執行する役員を含む。）が刑事事件に関し起訴されたとき、その職務若しくは業務に関して訴訟の当事者となったとき、若しくはこれらについて判決があったとき、又は破産手続開始の決定を受けたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

（不適格事項該当の届出）

**第10条** 卸売業者は、条例第4条第3項各号（第1号、第3号及び第5号を除く。）に該当することになったときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

（財務監査報告書の提出）

**第11条** 知事は、必要と認めるときは、卸売業者に対してその業務に関する書類及び公認会計士による財務監査報告書の提出を命ずることができる。

（せり人の届出等）

**第12条** 条例第8条第1項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- （1）申請者の名称
- （2）せり人の住所
- （3）せり人がせりを行う取扱品目の部類

- 2 条例第8条第1項の規定による届出をしようとする者は、せり人届出書（第12号様式）に、次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

- （1）せり人の履歴書（第2号様式）
- （2）写真

- 3 条例第8条第2項の規則で定めるせり人章は、第13号様式によるものとする。

- 4 せり人は、卸売のせりに従事するときは、前項のせり人章をつけた帽子を着用しなければならない。

- 5 卸売業者は、せり人がせり人章を紛失し、又は汚損したときは、再交付申請書（第14号様式）により、遅延なく、その旨を知事に届け出て、その再交付を受けなければならない。

- 6 条例第8条第4項の規定による届出をしようとする者は、せり人廃止届出書（第15号様式）を知事に提出しなければならない。

（卸売業者の帽子等の着用）

**第13条** 卸売業者の役員、職員及び使用人は、卸売場内においては一定の帽子及び記章を着用しなければならない。

- 2 卸売業者は、前項の記章を定めたとき、又は変更したときは、直ちに知事に届け出なければならない。
- 3 知事は、必要があると認めるときは、前項の記章の変更を命ずることができる。

## 第2節 仲卸業者

(許可の申請)

**第14条** 条例第9条第1項の許可を受けようとする者は、仲卸業務許可申請書(第16号様式)に、次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の本籍の記載のある住民票の写し、履歴書(第2号様式)、市町村長が発行する身分証明書及び写真
- (4) 株主、出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面(第3号様式)
- (5) 最近2年間における事業実績書(第17号様式)
- (6) 当該事業年度開始の日以後2年間における事業計画書(第18号様式)
- (7) 申請者が条例第9条第2項において準用する条例第4条第3項各号(第1号及び第5号を除く。)に該当しないことを誓約する書面(第5号様式)
- (8) 当該法人のため常時売買に参加する者の本籍の記載のある住民票の写し、履歴書(第2号様式)、市町村長が発行する身分証明書及び写真
- (9) その他知事が必要と認める書類

2 条例第9条第2項において準用する条例第4条第4項の規則で定める最高限度の数は、次の各号に掲げる取扱品目の部類ごとに、それぞれ当該各号に定める数とする。

- (1) 青果部 16
- (2) 花き部 6

(仲卸業者章の交付、着用等)

**第15条** 知事は、条例第9条第1項の許可をしたときは、仲卸業者章(第19号様式)を交付するものとする。

- 2 仲卸業者は、卸売業者が行う卸売に参加するときは、前項の仲卸業者章をつけた帽子を着用しなければならない。
- 3 仲卸業者は、その資格を失ったときは、速やかに第1項の仲卸業者章を知事に返還しなければならない。

ならない。

4 第12条第5項の規定は、第1項の仲卸業者章の再交付について準用する。

(仲卸補助者の承認等)

**第16条** 仲卸業者は、仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があるときは、知事の承認を受けて、仲卸補助者（仲卸業者の役員又は使用人で仲卸業者を補助して卸売業者の行う卸売に参加するものをいう。以下同じ。）を置くことができる。

2 仲卸業者は、前項の承認を受けようとするときは、仲卸補助者承認申請書（第20号様式）に、仲卸補助者についての次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

(1) 履歴書（第2号様式）及び写真

(2) 本籍の記載のある住民票の写し及び市町村長が発行する身分証明書

(3) その他知事が必要と認める書類

3 知事は、第1項の承認をしたときは、仲卸補助者章（第21号様式）を仲卸業者に交付するものとする。

4 仲卸補助者は、卸売業者が行う卸売に参加するときは、前項の仲卸補助者章をつけた帽子を着用しなければならない。

5 仲卸業者は、仲卸補助者がその資格を失ったときは、速やかに、仲卸補助者廃止届出書（第22号様式）に、第3項の仲卸補助者章を添えて、これを知事に提出しなければならない。

6 第12条第5項の規定は、第3項の仲卸補助者章の再交付について準用する。

(卸売業者の規定の準用)

**第17条** 第7条から第11条までの規定は、仲卸業者に準用する。この場合において、第9条第3項中「卸売業者」とあるのは「仲卸業者又は仲卸補助者」と読み替えるものとする。

### 第3節 売買参加者

(売買参加者の承認の申請)

**第18条** 条例第10条第1項の承認を受けようとする者は、売買参加者承認申請書（第23号様式又は第24号様式）に、次の各号に掲げる申請者の区分に従い、当該各号に定める書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

(1) 申請者が個人の場合 次のアからクまでに掲げる書類

ア 履歴書（第2号様式）及び写真

イ 資産調書（第25号様式）

ウ 本籍の記載のある住民票の写し

エ 市町村長が発行する身分証明書

オ 最近2年間における事業実績書（第26号様式）

カ 当該事業年度開始の日以後2年間における事業計画書（第27号様式）

キ 申請者が条例第10条第3項各号（第4号を除く。）に該当しないことを誓約する書面（第5号様式）

ク その他知事が必要と認める書類

(2) 申請者が法人の場合 次のアからキまでに掲げる書類

ア 定款

イ 登記事項証明書

ウ 当該法人の代表者及び当該法人のため常時売買に参加する者の住民票の写し、履歴書（第2号様式）、市町村長が発行する身分証明書及び写真

エ 最近2年間における事業実績書（第26号様式）

オ 当該事業年度開始の日以後2年間における事業計画書（第27号様式）

カ 当該法人の代表者及び当該法人のため常時売買に参加する者が条例第10条第3項各号（第4号を除く。）に該当しないことを誓約する書面（第5号様式）

キ その他知事が必要と認める書類

2 条例第10条第1項の承認の有効期間は、承認の日から起算して5年以内とする。

（承認証の交付）

**第19条** 知事は、条例第10条第1項の承認をしたときは、売買参加者承認証（第28号様式）を交付するものとする。

（売買参加者章の交付及び着用）

**第20条** 知事は、条例第10条第1項の承認をしたときは、売買参加者章（第29号様式）を交付するものとする。

2 売買参加者は、卸売業者が行うせり売又は入札の方法による卸売に参加するときは、前項の売買参加者章をつけた帽子を着用しなければならない。

3 第12条第5項の規定は、第1項の売買参加者章の再交付について準用する。

4 売買参加者は、その資格を失ったときは、速やかに第1項の売買参加者章を知事に返還しなければならない。

（承認の更新）

**第21条** 売買参加者は、第18条第2項の有効期間満了の日後も引き続き卸売業者からせり売又は入

札の方法による卸売を受けようとするときは、売買参加者の承認の更新を受けなければならない。

2 前項の承認の更新を受けようとする売買参加者は、売買参加者承認更新申請書（第30号様式又は第31号様式）に、事業実績書その他知事が必要と認める書類を添えて、これを当該有効期間満了の日の30日前までに知事に提出しなければならない。

3 第18条第2項の規定は、第1項の承認の更新について準用する。

（売買参加補助者の承認等）

**第22条** 売買参加者は、その取引の適正かつ健全な運営を確保するため必要があるときは、知事の承認を受けて、売買参加補助者（売買参加者の役員又は使用人で売買参加者を補助して卸売業者の行う卸売に参加するものをいう。以下同じ。）を置くことができる。

2 売買参加者は、前項の承認を受けようとするときは、売買参加補助者承認申請書（第32号様式）に、売買参加補助者についての次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

（1）履歴書（第2号様式）及び写真

（2）本籍の記載のある住民票の写し及び市町村長が発行する身分証明書

（3）その他知事が必要と認めるもの

3 知事は、第1項の承認をしたときは、売買参加補助者章（第33号様式）を売買参加者に交付するものとする。

4 売買参加補助者は、卸売業者が行う卸売に参加するときは、前項の売買参加補助者章をつけた帽子を着用しなければならない。

5 第16条第5項の規定は、第1項の売買参加補助者の廃止について準用する。

6 第16条第6項の規定は、第3項の売買参加補助者章の再交付について準用する。

（名称変更等の届出）

**第23条** 条例第12条第1号の規定による届出をしようとする者は、売買参加者廃止届出書（第34号様式）を知事に提出しなければならない。

2 条例第12条第2号の規定による届出をしようとする者は、名称変更等届出書（第11号様式）に、登記事項証明書その他知事が必要と認める書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

（不適合事項該当の届出）

**第24条** 売買参加者は、条例第10条第3項各号（第2号及び第4号を除く。）に該当することとなったときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

#### 第4節 関連事業者

（関連事業の種類）

**第25条** 条例第13条第1項第1号の規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 精算代払業
- (2) 金融業
- (3) 前2号に定めるもののほか、市場機能の充実に資するため知事が必要と認める業務

2 条例第13条第1項第2号の規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 日用雑貨小売業
- (2) 薬局の業務
- (3) 前2号に定めるもののほか、市場の利用者に便益を提供するため知事が必要と認める業務  
(許可の申請)

**第26条** 条例第13条第1項の規定による許可の申請は、関連事業者許可申請書（第35号様式）に、次の各号に掲げる申請者の区分に従い、当該各号に定める書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者が個人の場合 次のアからクまでに掲げる書類
  - ア 履歴書（第2号様式）
  - イ 資産調書（第25号様式）
  - ウ 本籍の記載のある住民票の写し
  - エ 市町村長が発行する身分証明書
  - オ 最近2年間における事業実績書（第36号様式）
  - カ 当該事業年度開始の日以後2年間における事業計画書（第37号様式）
  - キ 申請者が条例第13条第3項各号（第4号を除く。）に該当しないことを誓約する書面（第5号様式）
  - ク その他知事が必要と認めるもの
- (2) 申請者が法人の場合 次のアからクまでに掲げる書類
  - ア 定款
  - イ 登記事項証明書
  - ウ 当該法人の代表者の本籍の記載のある住民票の写し及び履歴書（第2号様式）並びに市町村長が発行する身分証明書
  - エ 株主、出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面（第3号様式）
  - オ 最近2年間における事業実績書（第36号様式）

カ 当該事業年度開始の日以後2年間における事業計画書（第37号様式）

キ 当該法人の代表者が条例第13条第3項各号（第4号を除く。）に該当しないことを誓約する書面（第5号様式）

ク その他知事が必要と認めるもの

（許可証の交付）

**第27条** 知事は、条例第13条第1項の規定による許可をしたときは、関連事業者許可証（第38号様式）を交付するものとする。

（不適合事項該当の届出）

**第28条** 関連事業者は、条例第13条第3項各号（第3号及び第4号を除く。）に該当することとなったときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

（卸売業者の規定の準用）

**第29条** 第9条の規定は、関連事業者について準用する。

### 第3章 売買取引及び決済の方法

（開設者による売買取引の結果等の公表）

**第30条** 条例第17条第1項の規則で定める時は、次に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時とする。

（1） その日の主要な品目の卸売予定数量 その日のせり売を開始する時

（2） その日の主要な品目の卸売の数量及び価格 その日の翌日のせり売を開始する時

（卸売業者による売買取引の結果等の公表）

**第31条** 条例第17条第3項の規定による公表は、当該卸売業者の取扱品目の部類に属する生鮮食料品等に関する次に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時までに行うものとする。

（1） その日の主要な品目の卸売予定数量 その日のせり売を開始する時

（2） その日の主要な品目の卸売の数量及び価格 その日の翌日のせり売を開始する時

（3） その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額及び奨励金等がある場合にあっては、その月の前月の奨励金等の種類ごとの交付額（条例第17条第2項の規定によりその条件を公表した委託手数料及び奨励金等に係るものに限る。） 毎月10日

（卸売予定数量等の報告）

**第32条** 条例第17条第3項の規定による報告は、次に掲げる事項について行わなければならない。

（1） その日の主要な品目の卸売予定数量

（2） その日の卸売の数量及び価格

(3) 月ごとの卸売をした物品の品名、数量、取引金額及び卸売金額

(4) 月ごとの仲卸業者及び売買参加者に対する卸売の数量及び金額

2 前項第1号及び第2号に掲げる事項の報告は、同項に定めるところによるほか、次に掲げるところにより行わなければならない。

(1) 前項第1号に掲げる事項にあつては、主要な産地と併せて報告すること。

(2) 前項第2号に掲げる事項にあつては、売買取引の方法ごとに、価格を高値（最も高い価格をいう。以下同じ。）、中値（最も卸売の数量が多い価格をいい、個々の商品ごとに価格を決定する品目については、加重平均価格をいう。以下同じ。）及び安値（中値未満の価格のうち、最も卸売の数量が多い価格をいい、個々の商品ごとに価格を決定する品目については、最も低い価格をいう。以下同じ。）に区分して行うこと。

(3) 前項第1号及び第2号に掲げる事項にあつては、次に掲げる区分ごとに行うこと。

ア セリ売又は入札の方法による卸売

イ 相対の方法による卸売

3 第1項に掲げる事項の報告は、次に定めるところにより行わなければならない。

(1) 第1項第1号に掲げる事項にあつては、せり売を開始する1時間前までに卸売予定数量等報告書（第39号様式）によること。

(2) 第1項第2号に掲げる事項にあつては、翌販売日のせり売を開始する1時間前までに売上高報告書（第40号様式）及び主要品目販売価格報告書（第41号様式）によること。

(3) 第1項第3号に掲げる事項にあつては、毎月10日までに、月間市況等報告書（第42号様式）、売上高日計表（第43号様式）、取引金額報告書（第44号様式）及び品目別産地別月間売上高報告書（第45号様式）によること。

(4) 第1項第4号に掲げる事項にあつては、毎月10日までに、仲卸業者及び売買参加者に対する卸売結果報告書（第46号様式）によること。

（現品又は見本による卸売）

**第33条** 卸売業者が市場において行う卸売は、現品又は見本によって行わなければならない。ただし、これと異なる取引慣習があるときは、銘柄によることができる。

2 卸売業者は、見本又は銘柄によって卸売をする場合においては、その卸売をする時までに、当該卸売をする物品の品目、産地、出荷者、荷印、等級、数量その他卸売に必要な事項が明らかになるように措置しなければならない。

（現品又は見本の配列）

**第34条** 卸売業者は、卸売場で卸売をする場合においては、その卸売をする時までには仲卸業者及び  
売買参加者が十分に下見ができるように現品又は見本を卸売場に配列しなければならない。

(せり売の方法)

**第35条** せり売は、せり人がその販売物品について、品目、産地、出荷者、荷印、等級、数量その  
他必要な事項を呼び上げ、又は表示した後でなければ開始してはならない。

2 せり落しは、せり人が最高申込価格を3回呼び上げたときにこれを決定し、その申込者をせり  
落し人とする。ただし、呼び上げ回数は、適宜、これを増減することができる。

3 前項の規定にかかわらず、指値のある受託物品については、最高申込価格が当該指値に達しな  
いときは、せり落しは決定しないものとする。

4 せり人は、最高価格の申込者が2人以上あるときは、抽せんその他適当な方法によってせり落  
し人を決定しなければならない。

5 せり人は、せり落し人が決定したときには、直ちにせり落し価格及びせり落し人の氏名、商号  
又は記章の番号を呼び上げなければならない。

(入札の方法)

**第36条** 入札は、卸売業者がその販売物品について、品目、産地、出荷者、荷印、等級、数量その  
他必要な事項を表示し、又は呼び上げた後でなければ開始してはならない。

2 入札は、入札票（第47号様式）により行わなければならない。

3 開札は、入札終了後、直ちに行わなければならない。

4 最高入札価格をもって入札をした者を、落札者とする。ただし、指値のある受託物品について、  
最高入札価格が当該指値に達しないときは、この限りでない。

5 前条第4項及び第5項の規定は、入札について準用する。

(入札の無効)

**第37条** 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札者が不明な入札
- (2) 入札金額その他入札票の記載事項が不明な入札
- (3) 1人が2以上の入札票を提出した入札
- (4) 入札に際して不正又は不当な行為があった入札

2 前項の規定により入札が無効となったときは、卸売業者は、開札の際にその理由を明示し、当  
該入札が無効である旨を告知しなければならない。

(せり売又は入札の異議の申立て)

**第38条** せり売又は入札に参加した者は、せり売又は入札が条例第34条第1項の規定に該当することによりせり落し又は落札の決定に異議があるときは、直ちに知事にその旨を申し立てることができる。

(売買取引の方法)

**第39条** 条例第18条の規則で定める生鮮食料品等の品目ごとのせり売若しくは入札又は相対取引の方法は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に定める売買取引の方法によらなければならない。

(1) 別表第1の左欄に掲げる物品のうち、それぞれ同表の中欄に掲げる品目 毎日の卸売予定数量のうち同表の右欄に掲げる割合に相当する部分についてはせり売又は入札の方法、それ以外の部分についてはせり売若しくは入札の方法又は相対取引

(2) 別表第1の中欄に掲げる品目以外のもの せり売若しくは入札の方法又は相対取引

2 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらず、相対取引の方法によることができる。

(1) 災害が発生したとき。

(2) 入荷が遅延したとき。

(3) 卸売の相手方が少数であるとき。

(4) せり売又は入札の方法による卸売により生じた残品の卸売をするとき。

3 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の規定にかかわらず、知事の承認を受けて相対取引の方法によることができる。

(1) 卸売業者と仲卸業者又は売買参加者との間においてあらかじめ締結した契約に基づき確保した取扱物品の卸売をするとき。

(2) 緊急に出港する船舶に物品を供給するためその他やむを得ない理由により通常の出荷の開始の時間前に卸売をするとき。

4 卸売業者は、せり売又は入札の方法により卸売を行う場合は、仲卸業者及び売買参加者以外の者に卸売をしてはならない。

5 卸売業者は、第1項第2号に掲げる物品について、次に掲げる場合であって知事が指示したときは、せり売又は入札の方法によらなければならない。

(1) 市場における物品の入荷量が一時的に著しく減少したとき。

(2) 市場における物品に対する需要が一時的に著しく増加したとき。

6 知事は、別表第1に掲げる割合を定め、又は変更しようとするときは、取引参加者の意見を聴

くとともに、その数値を卸売場内の掲示板に掲示するものとする。

- 7 卸売業者は、第1項第2号に掲げる物品について、卸売の方法の設定又は変更をしようとするときは、その卸売の方法を卸売場の見やすい場所における掲示等の方法により、関係者に十分周知しなければならない。
- 8 第3項第1号の承認の申請は、予約相対取引承認申請書（第48号様式）に当該予約相対取引に係る契約書の写しを添付しなければならない。これを変更するときも、同様とする。
- 9 第3項第2号の承認の申請は、卸売の開始時間前の卸売承認申請書（第49号様式）によりしなければならない。
- 10 卸売業者は、相対取引による卸売をした場合は、毎月10日までに前月中の実績を相対取引報告書（第50号様式）により知事に報告しなければならない。

（条例第20条の規則で定める決済の方法）

**第40条** 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して、その卸売をした日の翌日（売買取切書又は売買取切金の送付について委託者との特約がある場合には、その特約の期日）までに売買取切金を支払わなければならない。

- 2 卸売業者は、出荷者から物品を買い受けたときは、その出荷者に対し、速やかに（出荷者との特約がある場合には、その特約の期日までに）買い受けた物品の代金を支払わなければならない。
- 3 卸売業者から卸売を受けた者は、当該卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時に（卸売業者があらかじめ買受人と支払猶予の特約をしたときは、その特約において定められた期日までに）、買い受けた物品の代金（買い受けた金額に消費税額及び地方消費税額に相当する額を加えた金額とする。）を支払わなければならない。
- 4 仲卸業者から物品を買い受けた者は、仲卸業者に対し、買受代金を遅滞なく（仲卸業者との特約がある場合には、その特約の期日までに）支払うよう努めなければならない。
- 5 仲卸業者は、卸売業者以外の者から物品を買い受けたときは、その出荷者に対し、速やかに（出荷者との特約がある場合には、その特約の期日までに）代金を支払わなければならない。
- 6 市場における売買取引の支払方法は、現金払、送金その他知事が別に定める方法によるものとする。

（財産の状況を記載した書類の提出）

**第41条** 条例第22条第3項の財産の状況を記載した書類は、残高試算表（第51号様式）とし、毎月10日までに前月分を知事に提出しなければならない。

（仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売の報告）

**第42条** 条例第23条の規定による報告は、毎月10日までに、前月中に卸売をした生鮮食料品等について、仲卸業者及び売買参加者以外の者への卸売結果報告書（第52号様式）によりしなければならない。

（市場外にある生鮮食料品等の卸売の報告等）

**第43条** 条例第24条の規定による報告は、毎月10日までに、前月中に卸売をした生鮮食料品等について、市場外にある生鮮食料品等の卸売結果報告書（第53号様式）によりしなければならない。

2 卸売業者は、出荷された生鮮食料品等を市場外の場所に搬入して卸売をする場合において、当該生鮮食料品等の保管場所について知事の指定を受けるときは、次に掲げる事項を記載した市場外保管場所指定申請書（第54号様式）に、その保管場所の位置、その保管場所に係る施設の種類及び規模を記載した書面、指定の必要性を記載した書面並びにその場所の位置を記載した図面を添えて、知事に提出しなければならない。

- （1）申請者の名称
- （2）保管場所の所在地及びその場所にある施設の名称
- （3）保管場所に置く生鮮食料品等の種類

3 前項の規定による指定を受けた卸売業者は、その指定を必要としなくなったときは、遅滞なく、市場外指定保管場所指定解除申出書（第55号様式）を知事に提出しなければならない。

（受託物品の即日販売及び販売日の変更承認申請）

**第44条** 条例第25条に規定する規則で定める時は、卸売を開始する時とする。ただし、卸売業者が第47条に規定する受託契約約款において受領の時間を設定したとき、又はその日の卸売のための時間内に販売できると判断したときは、この限りでない。

- 2 条例第25条ただし書に規定する知事が特別の理由があると認める場合は、その日の卸売により残品となったときとする。
- 3 条例第25条ただし書に規定する知事の承認を受けようとする卸売業者は、販売日変更承認申請書（第56号様式）を知事に提出しなければならない。

（委託手数料に係る率の上限）

**第45条** 条例第26条の取扱品目ごとに規則で定める率は、次の各号に掲げる取扱品目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率とする。

- （1）野菜及びその加工品 100分の8.5
- （2）果実及びその加工品 100分の7.0
- （3）別表第1に掲げる食料品 100分の5.0

(4) 花き及びその加工品 100分の9.5

(卸売に係る販売代金の変更)

**第46条** 条例第28条ただし書の正当な理由があるときは、次に掲げるときとする。

(1) 卸売をした物品に市場取引の経験上、予見し難い瑕(か)疵(し)があつて、見本と現品の内容が著しく相違しているとき。

(2) 卸売をした物品に粗悪品が混入され、選別が不十分と認められるとき。

(3) 卸売をする物品に表示された数量、品質等と卸売をした物品の数量、品質等が著しく相違しているとき。

(4) その他知事が特別の事情があると認めるとき。

2 卸売業者は、前項各号に掲げる理由により卸売代金の変更をしようとするときは、卸売物品異状確認申請書(第57号様式)を知事に提出しなければならない。

3 条例第28条の検査員は、前項の申請書の提出があつたときは、当該申請に係る事情が第1項各号の規定に該当するか否かを確認しなければならない。

(受託契約約款の届出)

**第47条** 条例第29条の規定による届出は、受託契約約款届出書(第58号様式)によりしなければならない。

2 条例第29条の受託契約約款には、次に掲げる事項を定めなければならない。

(1) 委託物品の引渡し及び受領に関する事項

(2) 受託物品の保管に関する事項

(3) 受託物品の手入れ等に関する事項

(4) 受信場所に関する事項

(5) 送り状又は発送案内に関する事項

(6) 受託物品の販売に関する事項

(7) 販売条件の設定、変更及びその取扱方法に関する事項

(8) 委託の解除、委託替及び再委託に関する事項

(9) 委託手数料に係る率に関する事項

(10) 委託者の負担すべき費用に関する事項

(11) 仕切りに関する事項

(12) 卸売の代行に関する事項

(13) 前各号に掲げるもののほか、市場における卸売のための販売の委託の引受けに関する重要

## 事項

- 3 卸売業者は、受託契約約款を卸売場又は主たる事務所の見やすい場所に掲示しなければならない。

(受託物品の異状確認検査)

**第48条** 条例第30条第1項の規定による通知は、条例第29条の受託契約約款で定める方法により行わなければならない。

- 2 条例第30条第2項の確認の申請は、受託物品異状確認申請書（第59号様式）によりしなければならない。
- 3 条例第30条第2項の検査員は、同項の確認をしようとするときは、当該確認の申請をした卸売業者を立ち合わせ、受託物品の容器、荷作り、個数、重量、鮮度、品質等について確認しなければならない。

(仲卸業者の事業報告書の提出)

**第49条** 条例第32条の規定による事業報告書の提出は、仲卸業者事業報告書（第60号様式）に、貸借対照表、損益計算書その他知事が必要と認める書類を添えてしなければならない。

(仲卸業者による卸売業者以外の者からの買受けの報告)

**第50条** 条例第33条の規定による報告は、毎月10日までに、前月中に販売した物品について、卸売業者以外の者からの買受け物品販売届出書（第61号様式）によりしなければならない。

(取扱品目以外の物品の届出)

**第51条** 卸売業者は、許可に係る取扱品目の部類に属しない物品について販売の委託を受けたときは、直ちにその旨を知事に届け出て、その指示を受けなければならない。

(販売原票の作成)

**第52条** 卸売業者は、物品の卸売をしたときは、直ちに販売原票（第62号様式）を作成しなければならない。

- 2 卸売業者は、前項の販売原票には、出荷者並びに当該卸売をした物品の品目、等級、単価、数量及び買受人を正確に記載しなければならない。
- 3 卸売業者は、販売原票に記載した単価、数量及び買受人を変更しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。

(売渡票の作成)

**第53条** 卸売業者は、前条の規定により販売原票を作成したときは、当該販売原票に基づいて直ちに売渡票（第63号様式）を作成し、買受人に交付しなければならない。

(卸売をした相手方の明示)

**第54条** 卸売業者は、卸売をした物品を買い受けた者が明らかになるように、当該物品に荷渡票(第64号様式)を貼付しなければならない。

2 卸売業者から卸売を受けた者は、卸売りを受けた物品を速やかに引き取らなければならない。

(売買仕切書の作成)

**第55条** 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、速やかに売買仕切書(第65号様式)を作成し、出荷者に送付しなければならない。

2 卸売業者は、前項の売買仕切書に次に掲げる事項を正確に記載しなければならない。

(1) 卸売をした物品の品目、等級、単価(せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格をいう。以下この条において同じ。)、数量及び単価に数量を乗じて得た額の合計額並びに当該合計額の消費税額及び地方消費税額に相当する額(当該物品を委託した者の責めに帰すべき理由により条例第28条の規定による卸売に係る販売代金の変更をした物品については、当該変更に係る品目、等級、単価、数量及び単価に数量を乗じて得た額の合計額並びに当該合計額の消費税額及び地方消費税額に相当する額)

(2) 控除すべき卸売業者が定める委託手数料及び卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目及び金額(消費税額及び地方消費税額に相当する額を含む。)

(3) 売買仕切金(第1号に掲げる合計額に当該合計額の消費税額及び地方消費税額に相当する額を加えた額から前号に掲げる委託手数料及び費用を控除した額をいう。)

#### 第4章 市場施設の使用

(市場施設の使用指定)

**第56条** 知事は、条例第36条第1項の規定による指定をしたときは、市場施設使用指定書(第66号様式)を交付するものとする。

2 条例第36条第1項の市場施設の使用期間は、1年を超えないものとする。

3 前項の使用期間は、1年を超えない範囲内において更新することができる。

(市場施設の使用許可申請)

**第57条** 条例第36条第2項の規定による許可を受けようとする者は、市場施設使用許可申請書(第67号様式)に、知事が必要と認める書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

(使用許可)

**第58条** 知事は、条例第36条第2項の規定による許可をしたときは、市場施設使用許可証(第68号様式)を交付するものとする。

2 知事は、市場施設の使用を許可した後においても必要があると認めるときは、使用条件の一部を変更することができる。

(現状変更の承認申請等)

**第59条** 条例第37条の承認を受けようとする者は、市場施設現状変更承認申請書(第69号様式)に、次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

- (1) 設計図
- (2) 仕様書
- (3) 費用見積書
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 市場施設に看板、装飾、広告物等を設置する行為は、市場施設の現状を変更する行為とみなす。

3 知事は、条例第37条の承認をした後においても、必要があると認めるときは、当該使用者に対し、相当の指示をし、又は当該承認に係る行為の変更若しくは除去を命ずることができる。

4 条例第37条の承認又は前項の指示等を受けた使用者は、市場施設の現状変更の完了後、速やかにその旨を知事に届け出て、確認を受けた後でなければ当該市場施設を使用することができない。

(市場施設の滅失等の届出)

**第60条** 使用者は、その使用する市場施設について、滅失又は毀損により補修を要する箇所を発見したときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

(市場施設の清掃等)

**第61条** 使用者は、市場施設を清掃し、廃棄物を所定の場所に集積し、その他市場施設の清潔な環境の保持に努めなければならない。

2 使用者は、商品、容器その他の物件を通路、駐車場その他使用の指定又は許可を受けた場所以外の場所に置いてはならない。

3 使用者は、通路、排水路その他の共同の使用場所を共同して清掃しなければならない。

4 何人も許可なく、ごみその他の廃棄物を市場内で焼却し、若しくは放置し、又は市場内に持ち込んではいない。

(原状回復の確認)

**第62条** 使用者は、条例第41条第1項の規定により返還に伴う原状回復の措置をとったときは、市場施設返還及び原状回復届出書(第70号様式)を知事に提出し、その確認を受けなければならない。

2 知事は、条例第41条第2項の規定により原状回復に必要な措置をとるべきことを命ずるときは、

市場施設原状回復命令書（第71号様式）によるものとする。

- 3 知事は、使用者が前項の規定により命じられた期間内に原状回復の措置を講じないときは、原状回復の期限の翌日から起算して原状回復の日までの当該施設に係る次条第1項に規定する使用料に相当する金額を納付させることができる。

（使用料）

**第63条** 条例第43条第1項の規則で定める使用料の額は、別表第2に掲げるとおりとする。

- 2 使用者は、市場施設を使用しない場合においても、前項の使用料を納付しなければならない。

（使用料の計算方法）

**第64条** 月額による使用料は、その月の使用期間が1月に満たないときは、日割計算によるものとする。この場合においては、使用料の月額を30で除して得た額に、その月における使用日数を乗じて計算するものとする。

- 2 使用料が面積を単位として定められている場合において、使用する面積に1平方メートルに満たない端数があるときは、その端数を1平方メートルとして使用料の額を算定する。

（使用料の納付期限）

**第65条** 条例第43条第1項ただし書に規定する規則で定める特別の理由があると認めるときは、次の各号に掲げるときとし、当該各号に掲げるときの区分に応じ、当該各号に定める日までに使用料の額並びに当該使用料の額に係る消費税額及び地方消費税額を納付するものとする。

- (1) 月の中途において使用を終了するとき。 使用終了の日  
(2) 知事が特別の理由があると認めるとき。 知事が指定する日

（使用料の減免）

**第66条** 条例第43条第2項の規則で定める特別の理由がある場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 使用者の責めに帰することができない理由により、市場施設を使用できないことが長期間にわたったとき。  
(2) 条例第39条の規定による使用停止が長期間にわたったとき。

（使用料の減免の申請）

**第67条** 条例第43条第2項の規定による減免の申請を受けようとする者は、使用料減免申請書（第72号様式）に、その理由を明らかにする書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

（使用者の負担する費用）

**第68条** 条例第43条第4項の知事の指定するものは、次に掲げる市場施設において使用する電気、ガス、水道及び電話の費用とする。

- (1) 使用者が使用の指定又は許可を受けた市場施設
  - (2) 使用者が共同で使用する市場施設
- 2 前項の費用の算定は、計量器によるものとする。ただし、これにより難いときは、知事が適当と認める算定方法によるものとする。
- 3 第1項の費用については、その月分を翌月25日までに納付しなければならない。

## 第5章 監督

(身分を示す証明書)

**第69条** 条例第44条第2項の身分を示す証明書は、身分証明書（第73号様式）によるものとする。

## 第6章 運営協議会

(会長)

**第70条** 条例第48条第1項の規定により置かれた沖縄県中央卸売市場運営協議会（以下「協議会」という。）に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ委員のうちから互選された者がその職務を行う。

(会議)

**第71条** 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 協議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

**第72条** 協議会に専門の事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員で構成する。
- 3 部会に部会長を置く。
- 4 部会長は、部会に属する委員の互選により定める。

(関係者の出席等)

**第73条** 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見を述べさせ、又は関係者に必要な資料の提出を求めることができる。

(幹事)

**第74条** 協議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、県の職員のうちから知事が任命する。

3 幹事は、会長の命を受けて会務を処理する。

(庶務)

**第75条** 協議会の庶務は、農林水産部において処理する。

(補則)

**第76条** この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

## 第7章 雑則

(卸売業務の代行)

**第77条** 卸売業者は、条例第49条に規定する理由により卸売の業務の全部又は一部を行うことができなくなった場合には、販売の委託の申込みのあった物品について、その種類、数量、委託者その他委託に関する事項を、速やかに知事に届け出なければならない。

2 知事は、条例第49条の規定により卸売の業務を行うときは、速やかにその旨を委託者に通知するものとする。

3 条例第49条の規定により知事がせり売の方法により卸売を行うときは、卸売の業務を行うことができない卸売業者のせり人に、当該せり売をさせることができる。

(販売原票等の保存)

**第78条** 卸売業者は、送り状（出荷者が卸売業者に出荷する際に交付する委託物品の品目、等級及び数量等を記載した書面をいう。以下同じ。）及び販売原票並びに売渡票及び売買仕切書の写しを、その作成の日から5年間保存しなければならない。

2 仲卸業者は、売渡票をその受領の日から5年間保存しなければならない。

(入場の禁止及び退場)

**第79条** 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、市場への入場を禁止し、又は市場外に退去を命ずることができる。

(1) 暴行、脅迫その他市場の秩序を乱す行為をした者

(2) 伝染性の疾病のある者

(3) 他人の業務を妨害し、又は妨害するおそれのある者

(4) 危険物（市場の業務の用に供するものを除く。）、ごみその他の廃棄物を市場内に持ち込もうとする者又は持ち込んだ者

(5) 前各号に掲げるもののほか、市場の業務に支障を及ぼす行為を行う者又は行うおそれのある者

(掲示事項)

**第80条** 知事は、次に掲げる場合には、その旨を市場内に掲示するものとする。

(1) 第4条第2項の規定により、休日に開場し、又は休日以外の日を開場しないこととしたとき。

(2) 第5条第1項ただし書の規定により開場の時間を変更したとき、又は同条第2項ただし書の規定により卸売のための時間を変更したとき。

(3) その他知事が必要と認めるとき。

(補則)

**第81条** この規則に定めるもののほか、市場の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、条例の施行の日（令和2年6月21日）から施行する。ただし、第6条、第7条、第12条、第47条、第56条、附則第9項、第1号様式から第6号様式まで、第12号様式から第15号様式まで、第58号様式及び第66号様式の規定は、公布の日から施行する。

(沖縄県卸売市場条例施行規則の廃止)

2 沖縄県卸売市場条例施行規則（昭和48年沖縄県規則第11号）は、廃止する。

(仲卸補助者の承認等に関する経過措置)

3 この規則の施行の際現に改正前の沖縄県中央卸売市場条例施行規則（次項において「旧規則」という。）第26条第1項の規定による仲卸補助者の承認を受けている者は、この規則の施行の日、改正後の沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則（次項において「新規則」という。）第16条第1項の規定による仲卸補助者の承認を受けたものとみなす。

(売買参加補助者の承認等に関する経過措置)

4 この規則の施行の際現に旧規則第37条第1項の規定による売買参加補助者の承認を受けている者は、この規則の施行の日、新規則第22条第1項の規定による売買参加補助者の承認を受けたものとみなす。

(沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部改正)

5 沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「沖縄県卸売市場審議会委員	日額 9,300
沖縄県中央卸売市場運営協議会委員	日額 9,300
市場取引委員会委員	日額 9,300

を

「沖縄県中央卸売市場運営協議会委員	日額 9,300
-------------------	----------

に改める。

(沖縄県証紙条例施行規則の一部改正)

- 6 沖縄県証紙条例施行規則（昭和48年沖縄県規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表中第8項を削り、第9項を第8項とし、第10項から第37項までを1項ずつ繰り上げる。

(沖縄県行政組織規則の一部改正)

- 7 沖縄県行政組織規則（昭和49年沖縄県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第55条の2第7号中「許可、認可」を「認定」に改め、同条第8号中「及び卸売業者」を削り、同条中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号から第15号までを1号ずつ繰り上げる。

第172条中「沖縄県中央卸売市場条例（昭和59年沖縄県条例第1号）」を「沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例（令和2年沖縄県条例第18号）」に、「中央卸売市場の」を「卸売市場の」に改め、同条の表中央卸売市場の項中「中央卸売市場」を「沖縄県中央卸売市場」に改める。

第173条中第8号を削り、第9号を第8号とする。

第241条第2号の表沖縄県卸売市場審議会の項を削り、同表沖縄県中央卸売市場運営協議会の項中「卸売市場法第13条」を「沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例」に改め、同表市場取引委員会の項を削る。

(沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則の一部改正)

- 8 沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則（昭和50年沖縄県規則第67号）の一部を次のように改正する。

別表第2中央卸売市場長の項を次のように改める。

中央卸売市場長	1 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例（令和2年沖縄県条例第18号）第17条第1項の規定に基づき、指導及び助言、報告及び検	1 卸売市場法（昭和46年法律第35号）第4条第5項第3号ハの規定に基づき、指導及び助言、報告及び検
---------	--	--

	<p>づき、売買取引の結果等を公表すること。</p> <p>2 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第17条第3項の規定に基づき、売買取引の結果等の報告を受けること。</p> <p>3 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第22条第1項及び第3項の規定に基づき、事業報告書等を受理すること。</p> <p>4 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第23条の規定に基づき、仲卸業者及び売買参加者以外の者にした卸売の報告を受けること。</p> <p>5 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第24条の規定に基づき、市場外にある生鮮食料品等の卸売の報告を受けること。</p> <p>6 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第25条ただし書の規定に基づき、特別の理由があると承認すること。</p> <p>7 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第29条の規定に基づき、受託契約約款の届出を受理すること。</p> <p>8 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第32条の規定に基づき、事業報告書を受理すること。</p>	<p>査、是正の求めその他の措置をとること。</p> <p>2 卸売市場法第12条第1項の規定に基づき、市場の運営の状況を報告すること。</p> <p>3 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第4条第1項の規定に基づき、卸売業務の許可をすること。</p> <p>4 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第5条第1項及び第2項の規定に基づき、卸売業務の許可を取り消すこと。</p> <p>5 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第6条第1項及び第2項の規定に基づき、卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け並びにその法人の合併及び分割を承認すること。</p> <p>6 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第7条の規定に基づき、卸売業務の開始等の届出を受理すること。</p> <p>7 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第8条第1項及び第4項の規定に基づき、せり人の届出等を受理すること。</p> <p>8 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第9条第1項の規定に基づき、仲卸しの業務を許可する</p>
--	--	---

	<p>9 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第33条の規定に基づき、仲卸業者による卸売業者以外の者からの買受けの報告を受けること。</p> <p>10 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第52条第2項の規定に基づき、市場の秩序保持等について必要な措置をとること。</p> <p>11 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則（令和2年沖縄県規則第39号）第9条第3項（同規則第17条及び第29条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、届出を受理すること。</p> <p>12 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則第16条第1項の規定に基づき、仲卸補助者を承認すること。</p> <p>13 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則第22条第1項の規定に基づき、売買参加補助者を承認すること。</p> <p>14 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則第39条第3項の規定に基づき、相対取引の方法を承認すること。</p> <p>15 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則第39条第5</p>	<p>こと。</p> <p>9 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第9条第2項において準用する同条例第5条第1項及び第2項の規定に基づき、仲卸しの業務の許可を取り消すこと。</p> <p>10 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第9条第2項において準用する同条例第6条第1項及び第2項の規定に基づき、仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受け並びにその法人の合併及び分割を承認すること。</p> <p>11 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第9条第2項において準用する同条例第7条の規定に基づき、仲卸業務の開始等の届出を受理すること。</p> <p>12 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第10条第1項の規定に基づき、売買参加者を承認すること。</p> <p>13 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第11条の規定に基づき、売買参加者の承認を取り消すこと。</p> <p>14 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第12条の規定に基づき、廃止等の届出を受理すること。</p>
--	--	---

	<p>項の規定に基づき、せり売又は入札の指示をすること。</p> <p>16 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則第39条第6項の規定に基づき、同規則別表第1の右欄に掲げる割合を定め、又は変更すること。</p> <p>17 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則第51条の規定に基づき、届出を受理し、卸売業者に指示すること。</p> <p>18 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則第52条第3項の規定に基づき、販売原票の記載事項の変更を承認すること。</p> <p>19 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則第60条の規定に基づき、市場施設の滅失等の届出を受理すること。</p> <p>20 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則第80条の規定に基づき、市場内に掲示すること。</p>	<p>15 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第13条第1項の規定に基づき、関連事業の許可をすること。</p> <p>16 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第14条第1項及び同条第2項において準用する同条例第5条第2項の規定に基づき、関連事業の許可を取り消すこと。</p> <p>17 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第15条において準用する同条例第7条の規定に基づき、関連事業の開始等の届出を受理すること。</p> <p>18 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第28条ただし書の規定に基づき、検査員を指定すること。</p> <p>19 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第30条第2項の規定に基づき、検査員を指定すること。</p> <p>20 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第34条第1項及び第2項の規定に基づき、売買取引の制限をすること。</p> <p>21 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第35条第3項の規定に基づき、衛生上有害な物品の売買の差止め等をする事。</p>
--	---	---

		<p>22 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第36条第1項及び第2項の規定に基づき、市場施設の使用指定及び使用許可をすること。</p> <p>23 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第37条の規定に基づき、工作物の設置等を承認すること。</p> <p>24 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第39条の規定に基づき、市場施設の使用の指定若しくは許可の取消し又は市場施設の使用を制限し、若しくはその停止を命ずること。</p> <p>25 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第40条の規定に基づき、放置物件の除去を命ずること。</p> <p>26 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第41条第1項ただし書の規定に基づき、市場施設の原状回復について承認すること。</p> <p>27 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第41条第2項の規定に基づき、市場施設の原状回復に必要な措置を命ずること。</p> <p>28 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第42条ただし書の規定に基づき、賠償額を減額し、又は免除すること。</p>
--	--	--

		<p>29 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第43条第2項の規定に基づき、使用料を減免すること。</p> <p>30 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第43条第3項ただし書の規定に基づき、使用料を返還すること。</p> <p>31 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第43条第4項の規定に基づき、使用者が負担する費用を指定すること。</p> <p>32 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第44条第1項の規定に基づき、卸売業者、仲卸業者又は関連事業者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に、卸売業者、仲卸業者若しくは関連事業者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問し、若しくは必要な指示をさせること。</p> <p>33 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第45条の規定に基づき、指導及び助言を行うこと。</p> <p>34 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第46条第1項の規定に基づき、勧告をすること。</p>
--	--	--

		<p>35 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第46条第2項の規定に基づき、措置命令をすること。</p> <p>36 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第50条第1項の規定に基づき、営業行為を行う者について認めること。</p> <p>37 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第50条第2項の規定に基づき、退去を命ずること。</p> <p>38 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第51条の規定に基づき、市場への出入等に関する指示をすること。</p> <p>39 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則第4条第2項の規定に基づき、開場又は休日以外の日に開場しないことを決定すること。</p> <p>40 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則第4条第3項の規定に基づき、臨時営業等を承認すること。</p> <p>41 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則第5条第1項ただし書の規定に基づき、開場の時間を変更すること。</p> <p>42 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則第5条第2</p>
--	--	---

		<p>項ただし書の規定に基づき、卸売のための時間を変更すること。</p> <p>43 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則第10条（同規則第17条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、卸売業者の不適合事項該当の届出を受理すること。</p> <p>44 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則第12条（同規則第17条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、財務監査報告書の提出を命ずること。</p> <p>45 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則第12条第5項（同規則第15条第4項、第16条第6項、第20条第3項及び第22条第6項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、せり人章の紛失等の届出を受理すること。</p> <p>46 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則第13条第2項の規定に基づき、卸売業者の記章を定めたとき、又は変更したときの届出を受理すること。</p> <p>47 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則第13条第3項の規定に基づき、卸売業者の記章の変更を命ずること。</p>
--	--	--

		<p>48 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則第21条第1項の規定に基づき、売買参加者の承認の更新をすること。</p> <p>49 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則第24条の規定に基づき、売買参加者の不適格事項該当の届出を受理すること。</p> <p>50 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則第28条の規定に基づき、関連事業者の不適格事項該当の届出を受理すること。</p> <p>51 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則第38条の規定に基づき、せり落とし又は落札の決定について異議の申立てを受けること。</p> <p>52 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則第46条第3項の規定に基づき、卸売物品異常確認申請書を受理すること。</p> <p>53 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則第48条第2項の規定に基づき、受託物品異常確認申請書を受理すること。</p> <p>54 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則第58条第2項の規定に基づき、使用条件の一部を変更すること。</p>
--	--	---

		<p>55 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則第59条第3項の規定に基づき、指示し、又は変更若しくは除去を命ずること。</p> <p>56 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則第62条第1項の規定に基づき、市場施設返還及び原状回復届出を受理し、確認をすること。</p> <p>57 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則第65条第2号の規定に基づき、使用料の納付期限を指定すること。</p> <p>58 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則第77条第1項及び第2項の規定に基づき、届出を受理し、及び委託者に通知すること。</p> <p>59 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則第79条の規定に基づき、入場を禁止し、及び退去を命ずること。</p>
--	--	---

(沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

- 9 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例附則第5項の規定により同条例の施行前においてもできることとされている卸売業務の許可、せり人の届出、受託契約約款の届出及び市場施設の指定に関し必要な手続その他の行為については、改正後の沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則別表第2 中央卸売市場長の項委任事項の欄第7号並びに同項専決事項の欄第3号、第7号及び第22号の規定の例による。

(沖縄県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改

正)

10 沖縄県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成18年沖縄県規則第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1 沖縄県中央卸売市場条例施行規則（昭和59年沖縄県規則第12号）の項を次のように改める。

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則 (令和2年沖縄県規則第39号)	第78条第1項
---	---------

別表第3 沖縄県中央卸売市場条例（昭和59年沖縄県条例第1号）の項を削り、同表沖縄県中央卸売市場条例施行規則の項を次のように改める。

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則	第52条第1項及び第55条第2項
----------------------------	------------------

別表第4 沖縄県中央卸売市場条例施行規則の項を次のように改める。

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例（令和2年沖縄県条例第18号）	第22条第2項
---------------------------------------	---------

別表第5 沖縄県中央卸売市場条例の項を削り、同表に次のように加える。

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則	第55条第1項
----------------------------	---------

附 則（令和3年3月26日規則第22号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第39条関係）

物品	品目	割合	
野菜	ゴーヤー	100分の30	
	いんげん	100分の30	
	らっきょう	100分の30	
果実	マンゴー	100分の30	
	たんかん	100分の30	
花き	切花 類	オリエンタルユリ	100分の20
	バラ類	100分の20	
	トルコキキョウ	100分の20	

	鉢物 類	コチョウラン	100分の20
--	---------	--------	---------

別表第2（第63条関係）

種別		金額	
卸売業者市場使用料	青果部	その月の取引金額の1,000分の3.1に相当する額及び卸売場面積1平方メートルにつき月額190円	
	花き部	その月の取引金額の1,000分の2.6に相当する額及び卸売場面積1平方メートルにつき月額164円	
仲卸業者市場使用料	青果部	その月の販売金額（条例第33条の規定により販売した金額に限り、消費税額及び地方消費税額を除く。以下同じ。）の1,000分の3.1に相当する額及び仲卸売場面積1平方メートルにつき月額1,440円	
	花き部	販売金額の1,000分の3.1に相当する額及び仲卸売場面積1平方メートルにつき月額432円	
倉庫使用料	倉庫使用料	青果部	1平方メートルにつき月額938円
		花き部	1平方メートルにつき月額312円
	冷蔵コンテナ荷さばき施設使用料		1平方メートルにつき月額938円
冷蔵庫使用料	青果冷蔵庫棟	1式中264平方メートルの室	1室につき月額398,640円
		1式中220平方メートルの室	1室につき月額332,200円
	冷蔵配送センター棟	1式中165平方メートルの室	1室につき月額236,115円
		1式中111平方メートルの室	1室につき月額158,841円
		1式中53平方メートルの室	1室につき月額75,843円
加工施設使用料	中央棟、青果冷蔵庫棟及び新青果仲卸売場棟	1平方メートルにつき月額1,184円	
	冷蔵配送センター棟	1平方メートルにつき月額866円	
関連事業者市場使用料	売場使用料	1平方メートルにつき月額1,240円	
	食堂施設使用料	1平方メートルにつき月額250円	

	精算会社事務所使用料		1 平方メートルにつき月額1,189円
銀行事務所使用料			1 平方メートルにつき月額1,919円
関係業者・ 団体事務所 使用料	中央棟	1 階	1 平方メートルにつき月額1,919円
		2 階	1 平方メートルにつき月額1,189円
	冷蔵配送センター棟		1 平方メートルにつき月額1,873円
統計情報事務所使用料			1 平方メートルにつき月額1,189円
敷地使用料			1 平方メートルにつき月額50円
搬送機械使用料			構内運搬車 1 台につき月額5,463円

備考 計算して得た使用料の額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。

卸売業務許可申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

住所  
 名称  
 代表者氏名

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第4条第1項の規定により、卸売業務の許可を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

名	称						
住	所						
取扱品目の部類	部						
資本金又は出資の額							
役員	氏	名	役職名	住	所	生年月日	備考

第2号様式（第6条、第12条、第14条、第16条、第18条、第22条、第26条関係）

履 歴 書

- 1 ふりがな  
氏 名 \_\_\_\_\_
- 2 生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日生（満 歳）
- 3 本 籍 \_\_\_\_\_
- 4 現 住 所 \_\_\_\_\_
- 5 最終学歴 \_\_\_\_\_ 年 月卒業
- 6 職 歴



年	月	日	勤 務 先	役 職 名	主たる職務内容

7 賞 罰 \_\_\_\_\_

以上のとおり相違ありません。

年 月 日

氏名

第3号様式（第6条、第14条、第26条関係）

株主、出資者及び組合員名簿

年 月 日現在

名称  
代表者氏名

氏名	住所	持株数又は出資額	摘要

第4号様式（第6条関係）

事業計画書

住所

名称

代表者氏名

- 1 経営方針（主要取扱品目の販売及び将来に対する方針を具体的に記載）
- 2 事業計画

単位：千円

		初年度 ( 年 月 日) ~		2年度 ( 年 月 日) ~	
1	資本金				
2	運転資金				
3	役員数（常勤役員）	人（人）		人（人）	
4	従業員数	人		人	
5	売上金額（構成比）		100%		100%
内 訳	野菜		%		%
	果実		%		%
	花き		%		%
6	売上（粗利益）				
7	営業				
内 訳	人 件 費	役員報酬・手当			
		従業員給与・手当			
		その他人件費			
	その他				
8	純利益				
9	販売先（構成比）		100%		100%
内 訳	仲卸業者				
	売買参加者				
	その他		%		%

注 予定貸借対照表及び予定損益計算書を添付すること。

第5号様式（第6条、第14条、第18条、第26条関係）

〔卸仲売関 売卸買連 業参加 業者者者〕 誓約書

年 月 日

沖縄県知事 殿

沖縄県中央卸売市場 部

業種

氏名又は名称

代表者氏名

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例〔第4条第3項各号（第1号及び第9条第2項において準用する同第10条第3項各号（第4号を除く。）第13条第3項各号（第4号を除く。））〕

〔第4条第3項各号（第1号及び第9条第2項において準用する同第10条第3項各号（第4号を除く。）第13条第3項各号（第4号を除く。））〕に該当しないことを誓約します。

卸売業務（仲卸業務）許可証

住所  
名称

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第4条第1項（第9条第1項）の規定により、下記のとおり沖縄県中央卸売市場における卸売（仲卸し）の業務を許可する。

年 月 日

沖縄県知事 印

記

取扱品目の部類	部
許可番号	第 号

第7号様式（第8条、第17条関係）

卸売業者（仲卸業者）事業譲渡し譲受け承認申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

譲渡人 沖縄県中央卸売市場 部卸売業者（仲卸業者）

名称

代表者氏名

譲受人 住所

名称

代表者氏名

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第6条第1項（第9条第2項において準用する同条例第6条第1項）の規定により、卸売業者（仲卸業者）の事業の譲渡し及び譲受けの承認を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

卸売業務（仲卸業務）許可の年月日・番号	年 月 日・第 号
譲渡する事業の取扱品目の部類	部
譲渡し及び譲受けの予定年月日	年 月 日
譲渡し及び譲受けの内容条件	
譲渡し及び譲受けを必要とする理由	

第8号様式（第8条、第17条関係）

卸売業者（仲卸業者）合併承認申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

沖縄県中央卸売市場 部卸売業者（仲卸業者）  
名称及び代表者氏名

合併する 卸売業者 （仲卸業 者）	名 称		
	許可年月日・番号	年 月 日・第 号	年 月 日・第 号
合併後存続する法人又は合併により設立される法人の住所並びに名称及び代表者氏名			
合併に係る取扱品目の部類		部	
合併の方法及び条件			
合併の予定年月日		年 月 日	
合併を必要とする理由			

年 月 日

沖縄県知事 殿

沖縄県中央卸売市場 部卸売業者（仲卸業者）

名称

代表者氏名

承継者 住所

名称

代表者氏名

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第6条第2項（第9条第2項において準用する同条例第6条第2項）の規定により、卸売業者（仲卸業者）の分割の承認を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

分割する卸売業者（仲卸業者）	名 称	
	許可年月日・番号	年 月 日・第 号
分割により卸売業務（仲卸業務）を承継する法人の住所並びに名称及び代表者氏名		
分割に係る取扱品目の部類		部
分割の方法及び条件		
分割の予定年月日		年 月 日
分割を必要とする理由		

業 務 開 始 等 届 出 書

年 月 日

沖縄県知事 殿

沖縄県中央卸売市場 部

業種名

氏名又は名称

代表者氏名

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例 { 第7条  
第9条第2項において準用する同  
第15条において準用する同条例第

条例第7条 } の規定により、下記のとおり届け出ます。  
7条

記

許可（承認）年月日・番号	年 月 日・第 号
開始（再開・廃止）年月日	年 月 日
休 止 期 間	年 月 日から 年 月 日 までの期間
休止及び廃止する理由	

名称変更等届出書

年 月 日

沖縄県知事 殿

沖縄県中央卸売市場 部

業種名

氏名又は名称

代表者氏名

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例 { 第7条  
第9条第2項において準用する同  
第12条  
第15条において準用する同条例第

条例第7条 } の規定により、下記のとおり届け出ます。  
7条

記

変更事項	変更内容	変更年月日	変更理由

せ り 人 届 出 書

年 月 日

沖縄県知事 殿

沖縄県中央卸売市場 部卸売業者  
名称  
代表者氏名

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第8条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

届出番号	氏名	生年月日	住所	備考

第13号様式（第12条関係）  
せり人章



番 号

せり人

材 質 塩化ビニル

規 格 縦6.5センチメートル 横10センチメートル

地 色 青果部は白色

花き部は黄色

文字・数字 黒色

県 章 赤色

番 号 せり人の届出番号とする。



せり人廃止届出書

年 月 日

沖縄県知事 殿

沖縄県中央卸売市場 部卸売業者  
名称  
代表者氏名

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第8条第4項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

届出番号	氏名	生年月日	住所	廃止の理由

仲卸業務許可申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

住所  
 名称  
 代表者氏名

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第9条第1項の規定により、仲卸しの業務の許可を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

氏名					
住所					
名称(商号)					
取扱品目の部類	部				
資本金又は出資の額					
役員	氏名	役職名	住所	生年月日	備考

注 役員の名及び住所の欄は、当該法人のため常時売買に参加する者の氏名及び住所を記入すること。

事業実績書（仕入状況）  
 住所  
 名称  
 代表者氏名

1 仕入状況

仕 入 先		年度 ( 年 月 日～ 年 月 日)			年度 ( 年 月 日～ 年 月 日)				
		金額(千円)	内 訳			金額(千円)	内 訳		
			野菜・ 切花 (%)	果実・ 鉢物 (%)	その 他 (%)		野菜・ 切花 (%)	果実・ 鉢物 (%)	その 他 (%)
県 内	生産者								
	卸売市場								
	その他								
	小計								
県 外	生産者								
	卸売市場								
	その他								
	小計								
合 計									

2 販売状況

販 売 先		年度 ( 年 月 日～ 年 月 日)			年度 ( 年 月 日～ 年 月 日)				
		金額(千円)	内 訳			金額(千円)	内 訳		
			野菜・ 切花 (%)	果実・ 鉢物 (%)	その 他 (%)		野菜・ 切花 (%)	果実・ 鉢物 (%)	その 他 (%)
仲卸業者									
売買参加者									
小売店									
量販店									
業務用									
加工業者									
一般消費者									
その他									
合 計									

注 量販店：スーパー・百貨店等、業務用：レストラン・ホテル・給食センター等、加工業者：漬物・缶詰等

事 業 計 画 書

住所

名称

代表者氏名


- 1 経営方針（主要取扱品目の販売及び将来に対する方針を具体的に記載）
- 2 事業計画

単位：千円

		初年度 ( 年 月 日 ) ~ ( 年 月 日 )		2年度 ( 年 月 日 ) ~ ( 年 月 日 )		
1 資 本 金						
2 運 転 資 金						
3 役員数（常勤役員）		人（ 人）		人（ 人）		
4 従 業 員 数		人		人		
5 売上金額（構成比）		100%		100%		
内 訳	野 菜・切 花	%		%		
	果 実・鉢 物	%		%		
	そ の 他	%		%		
6 売上利益（粗利益）						
7 営 業 費 用						
内 訳	人 件 費	役員報酬・手当				
		従業員給与・手当				
		その他人件費				
	そ の 他					
8 純 利 益						
9 販売先（構成比）		100%		100%		
内 訳	店 頭 売 り	%		%		
	そ の 他	%		%		

第19号様式（第15条関係）  
仲卸業者章

(表)

	仲 卸
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100%;"> <p style="text-align: center;">写  真</p> </div>	番 号

(裏)

氏 名	
生年月日	年 月 日
名 称	
有効期限	年 月 日
年 月 日交付 沖縄県中央卸売市場	

- 材 質 塩化ビニル
- 規 格 青果部 縦6センチメートル 横12センチメートル  
花き部 縦8.5センチメートル 横14.5センチメートル
- 地 色 青果部 仲卸部分は緑色・番号部分は白色  
花き部 仲卸部分は桃色・番号部分は白色
- 文字・数字 黒色
- 県 章 赤色
- 写真規格 縦4センチメートル 横3センチメートル
- 番 号 青果部 11番から起番し、通し番号とする。  
花き部 1番から起番し、通し番号とする。

仲卸補助者承認申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

沖縄県中央卸売市場 部仲卸業者  
名称  
代表者氏名

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則第16条第1項の規定により、  
下記の者について仲卸補助者の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

役職名	氏名	生年月日	住所	経験年数	備考

第21号様式（第16条関係）  
仲卸補助者章

（表）

	仲卸補助者
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 100%;"> <p style="text-align: center;">写</p>    <p style="text-align: center;">真</p> </div>	番 号

（裏）

氏 名			
生年月日	年	月	日
名 称			
有効期限	年	月	日
年 月 日交付 沖縄県中央卸売市場			

- 材 質 塩化ビニル
- 規 格 青果部 縦6センチメートル 横12センチメートル  
花き部 縦8.5センチメートル 横14.5センチメートル
- 地 色 青果部 仲卸補助者部分は緑色・番号部分は白色  
花き部 仲卸補助者部分は桃色・番号部分は白色
- 文字・数字 黒色
- 県 章 赤色
- 写真規格 縦4センチメートル 横3センチメートル
- 番 号 仲卸業者の番号に補助者ごとに枝番号を付けるものとする。

第22号様式（第16条、第22条関係）

仲卸補助者（売買参加補助者）廃止届出書

年 月 日

沖縄県知事 殿

沖縄県中央卸売市場 部仲卸業者（売買参加者）

氏名又は名称

代表者氏名

下記の仲卸補助者（売買参加補助者）を廃止したので、沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則第16条第5項（第22条第5項において準用する同規則第16条第5項）の規定により、仲卸補助者章（売買参加補助者章）を添えて届け出ます。

記

役職名	氏名	生年月日	承認年月日	廃止年月日	承認番号
備考					

注 仲卸補助者章（売買参加補助者章）を返却できない場合は、備考にその理由を記載すること。

売買参加者承認申請書（個人）

年 月 日

沖縄県知事 殿

住所  
氏名又は名称  
代表者氏名

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第10条第1項の規定により、売買参加者の承認を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

氏名又は名称	
住所及び電話番号	(電話番号)
代表者氏名	
取扱品目の部類	部

売買参加者承認申請書（法人）

年 月 日

沖縄県知事 殿

住所  
名称  
代表者氏名

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第10条第1項の規定により、売買参加者の承認を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

本 社	名 称	
	住所及び電話番号	(電話番号)
	代 表 者 氏 名	
営 業 所 等	名 称	
	住所及び電話番号	(電話番号)
	代 表 者 氏 名	
常時売買参加者氏名		
取扱品目の部類		部

注 営業所等で申請する場合は、営業所等の欄も記入すること。

第25号様式（第18条、第26条関係）

資 産 調 査 書

住所

氏名又は名称

代表者氏名

資産の明細 年 月 日現在

資 産		負 債	
科 目			
現 金		買 掛 金	
預 金		借 入 金	
売 掛 金			
有 価 証 券			
たな卸資産			
車両運搬具			
機 器 備 品			
土 地			
建 物			
合 計		合 計	

1 土地及び建物の明細

所在地	地目又は用途	面積	固定資産 評 価 額
		m <sup>2</sup>	

注 資産証明書を添付すること。

2 預金の明細

金融機関名	預金の種類	預 金 金 額	備 考

3 有価証券の明細

有価証券の種類	数量	額 価	面 格	時 価	備 考
			円	円	

4 借入金の明細

借 入 先	借 入 条 件	借 入 額
		円

注 貸借対照表を提出できるものは、資産の明細を省略可

事 業 実 績 書

住所  
氏名又は名称  
代表者氏名

単位：千円

		年度 （ 年 月 日～ 年 月 日）		年度 （ 年 月 日～ 年 月 日）	
青 果 部	花 き 部	売 上	売 上 原 価 (仕 入)	売 上	売 上 原 価 (仕 入)
野 菜	切 花				
果 物	鉢 物				
そ の 他	そ の 他				
合 計		(A)	(B)	(a)	(b)
(内 卸売業者からの買付)					
売上総利益(粗利益)					
販売費及び一般管理費(経費等)		(A - B)		(a - b)	
内 訳	人 件 費	(C)		(c)	
	その他(人件費以外)				
営 業 利 益		(A - B) - (C)		(a) - (b) - (C)	
当 期 利 益					

- 注 1 仕入金額(売上原価) = 部首在庫額 + 当期仕入額 - 期末在庫額とする。
- 2 業務用としてのみ仕入れている場合は、項目(青果部の場合は野菜・果物、花き部は切花・鉢物)別の売上金額は記入不要。
- 3 その他の欄には、青果部は青果物以外の食料品、花き部は花き以外のものも含めて記入すること。

事業計画書

住所

氏名又は名称

代表者氏名

単位：千円

		初年度 ( 年 月 日～ 年 月 日)		2年度 ( 年 月 日～ 年 月 日)	
青果部	花き部	売上	売上原価 (仕入)	売上	売上原価 (仕入)
野菜	切花				
果物	鉢物				
その他	その他				
合計		(A)	(B)	(a)	(b)
(内 卸売業者からの買付)					
売上総利益(粗利益)					
販売費及び一般管理費(経費等)		(A - B)		(a - b)	
内訳	人件費	(C)		(c)	
	その他(人件費以外)				
営業利益		(A - B) - (C)		(a) - (b) - (C)	
資本金(元入金)					
役員数及び従業員数		役員(常勤人、非常勤人) 従業員(常勤人、臨時雇人)		役員(常勤人、非常勤人) 従業員(常勤人、臨時雇人)	
運搬車両器具		大型台、普通台、その他		大型台、普通台、その他	

- 注 1 仕入金額(売上原価) = 部首在庫額 + 当期仕入額 - 期末在庫額とする。
- 2 業務用としてのみ仕入れている場合は、項目(青果部の場合は野菜・果物、花き部は切花・鉢物)別の売上金額は記入不要。
- 3 その他の欄には、青果部は青果物以外の食料品、花き部は花き以外のものも含めて記入すること。

売 買 参 加 者 承 認 証

住所

氏名又は名称

代表者氏名

年 月 日付け 第 号で申請のあった売買参加者の承認については、  
沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第10条第1項の規定により、下記のと  
おり売買参加者として承認します。

年 月 日

沖縄県知事

印

記

取扱品目の部類	部
承認番号	第 号
承認期間	年 月 日から 年 月 日まで

第29号様式（第20条関係）  
 売買参加者章

(表)

	買 参
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100%;">                     写  真                 </div>	番 号

(裏)

氏 名			
生年月日	年	月	日
名 称			
有効期限	年	月	日
	年	月	日交付 沖縄県中央卸売市場

材 質 塩化ビニル  
 規 格 青果部 縦6.5センチメートル 横10センチメートル  
           花き部 縦8.5センチメートル 横14.5センチメートル  
 地 色 青果部 買参部分は黄色・番号部分は白色  
           花き部 買参部分は水色・番号部分は白色  
 文字・数字 黒色  
 県 章 赤色  
 写真規格 縦4センチメートル 横3センチメートル  
 番 号 青果部 101番から起番し、通し番号とする。  
           花き部 11番から起番し、通し番号とする。

第30号様式（第21条関係）

売買参加者承認更新申請書（個人）

年 月 日

沖縄県知事 殿

住所  
氏名又は名称  
代表者氏名

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則第21条第1項の規定により、  
売買参加者の承認の更新を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

氏名又は名称	
住所及び電話番号	(電話番号)
代表者氏名	
取扱品目の部類	部
承認年月日	年 月 日
承認番号	第 号

売買参加者承認更新申請書（法人）

年 月 日

沖縄県知事 殿

住所  
 名称  
 代表者氏名

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則第21条第1項の規定により、売買参加者の承認の更新を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

本 社	名 称	
	住所及び電話番号	(電話番号)
	代 表 者 氏 名	
営 業 所 等	名 称	
	住所及び電話番号	(電話番号)
	代 表 者 氏 名	
常時売買参加者氏名		
取扱品目の部類		部
承認年月日		年 月 日
承認番号		第 号

注 営業所等で申請する場合は、営業所等の欄も記入すること。

売買参加補助者承認申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

沖縄県中央卸売市場 部売買参加者

名称

代表者氏名

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則第22条第1項の規定により、下記の者について売買参加補助者の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

役職名	氏名	生年月日	住所	経験年数	備考

第33号様式（第22条関係）  
 売買参加補助者章

(表)

	買参補助者
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 100%;">                     写  真                 </div>	番 号

(裏)

氏 名			
生年月日	年	月	日
名 称			
有効期限	年	月	日
	年	月	日交付 沖縄県中央卸売市場

- 材 質 塩化ビニル
- 規 格 青果部 縦6.5センチメートル 横10センチメートル  
 花き部 縦8.5センチメートル 横14.5センチメートル
- 地 色 青果部 買参補助者部分は黄色・番号部分は白色  
 花き部 買参部分は水色・番号部分は白色
- 文字・数字 黒色
- 県 章 赤色
- 写真規格 縦4センチメートル 横3センチメートル
- 番 号 売買参加者の番号に補助者ごとに枝番号を付けるものとする。

売 買 参 加 者 廃 止 届 出 書

年 月 日

沖縄県知事 殿

住所

氏名又は名称

代表者氏名

卸売業者から卸売を受けることを廃止したので、沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第12条第1号の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

取扱品目の部類	部
承認番号	第 号
名称	
承認年月日	年 月 日
廃止年月日	年 月 日
廃止の理由	
備考	

注 売買参加者章を返却できない場合は、備考にその理由を記載すること。

関連事業者許可申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

住所

氏名又は名称

代表者氏名

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第13条第1項の規定により、関連事業者の許可を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

氏名又は名称	
住所及び電話番号	(電話番号)
代表者氏名	
資本金又は出資の額	
役員 の 氏 名	
営業の種類及び内容	

注 申請者が個人であるときは、資本金又は出資の額及び役員 の 氏 名 の 欄 は、記入しないこと。

事 業 実 績 書

住所

氏名又は名称

代表者氏名

単位：千円

主な販売品目名	年度分売上高 ( 年 月 日～ 年 月 日)				年度分売上高 ( 年 月 日～ 年 月 日)				備 考
	卸売 (A)	小売	計 (B)	割 合 A/B	卸売 (A)	小売	計 (B)	割 合 A/B	

注 貸借対照表及び損益計算書を添付すること。



第38号様式（第27条関係）  
沖縄県指令 第

号

関 連 事 業 者 許 可 証

住所

氏名又は名称

代表者氏名

年 月 日付け 第 号で申請のあった関連事業者の許可については、  
沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第13条第1項の規定により、沖縄県中  
央卸売市場において関連事業者として営業することを、下記事項を指定して許可します。

年 月 日

沖縄県知事

印

記

営業の内容	
許可番号	

卸 売 予 定 数 量 等 報 告 書

年 月 日

沖縄県知事 殿

沖縄県中央卸売市場 部卸売業者

名称

代表者氏名

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第17条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

品 目	主要な産地	卸売予定数量(A+B)	せり又は入札(A)	相対取引(B)
小	計			
小	計			
合	計			

- 注 1 買付けによる受領物品を含む。  
2 取引方法、品目の種類ごとに小計を記入すること。

売 上 高 報 告 書

年 月 日

沖縄県知事 殿

沖縄県中央卸売市場 部卸売業者

名称

代表者氏名

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第17条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

取引方法	品 目	主要な産地	卸売数量	卸売金額	卸 売 価 格		
					高値	中値	安値
	小 計						
	合 計(1)						
	小 計						
	合 計(2)						
	合 計(3)						
	合 計(4)						
総	計(1)+(2)+(3)+(4)						

- 注 1 取引方法は、せり又は入札、相対取引に区分すること。  
 2 取引方法、品目の種類ごとに小計を記入すること。

主要品目販売価格報告書

年 月 日

沖縄県知事 殿

沖縄県中央卸売市場 部卸売業者  
 名称  
 代表者氏名

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第17条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

年 月 日（ 曜日）

総卸売予定数量 kg

市況（品目別）

取引方法	品 目	卸売数量	卸売金額	卸 売 価 格		
				高 値	中 値	安 値
	小 計					
	合 計(1)					
	小 計					
	合 計(2)					
	合 計(3)					
	合 計(4)					
総	計(1)+(2)+(3)+(4)					

- 注 1 数量の単位は、花き部にあつては本又は鉢とすること。  
 2 取引方法は、せり又は入札、相対取引に区分すること。  
 3 取引方法、品目の種類ごとに小計を記入すること。

月 間 市 況 等 報 告 書

年 月 日

沖縄県知事 殿

沖縄県中央卸売市場 部卸売業者  
 名称  
 代表者氏名

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第17条第3項の規定により、卸売の市況等について下記のとおり報告します。

記

1 市況の概要

種 類	市 況 の 概 要

2 主要品目の市況

種 類	市 況 の 概 要

3 取扱品目の売上高実績

種 類	数 量 (トン)			卸 売 金 額 (千円)		
	委 託	買 付	計	委 託	買 付	計
合 計						

注 1 種類欄には、青果部にあつては野菜、果実又はその他、花き部にあつては切花、鉢物又はその他の別に区分して記入すること。

2 数量の単位は、花き部にあつては本又は鉢とすること。

第43号様式（第32条関係）

売 上 高 日 計 表

年 月 日

沖縄県知事 殿

沖縄県中央卸売市場 部卸売業者  
 名称  
 代表者氏名

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第17条第3項の規定により、下記のとおり報告します。  
 記

種類 項目 日別	委託						買付						合計					
	委託		買付		合計		委託		買付		合計		委託		買付		合計	
	数量 (kg)	取扱金額 (円)	数量 (kg)	取扱金額 (円)	数量 (kg)	取扱金額 (円)	数量 (kg)	取扱金額 (円)	数量 (kg)	取扱金額 (円)	数量 (kg)	取扱金額 (円)	数量 (kg)	取扱金額 (円)	数量 (kg)	取扱金額 (円)	数量 (kg)	取扱金額 (円)
1																		
10																		
上旬計																		
11																		
20																		
中旬計																		
21																		
31																		
下旬計																		
合計																		

注 1 種類欄には、青果部にあつては野菜、果実又はその他、花き部にあつては切花、鉢物又はその他の別に区分して記入すること。  
 2 数量の単位は、花き部にあつては本又は鉢とすること。

第44号様式（第32条関係）

取 引 金 額 報 告 書

年 月 日

沖縄県知事 殿

沖縄県中央卸売市場 部卸売業者  
 名称  
 代表者氏名

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第17条第3項の規定により、前月分の取引金額について下記のとおり報告します。

記

( ) 月分          取引金額
円

第45号様式（第32条関係）

品目別産地別月間売上高報告書（ 年 月分）

年 月 日

沖縄県知事 殿

沖縄県中央卸売市場 部卸売業者  
 名称  
 代表者氏名

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第17条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

品目 項目 産地	数量		卸売金額		数量		卸売金額		数量		卸売金額	
	(kg)	(円)	(kg)	(円)	(kg)	(円)	(kg)	(円)	(kg)	(円)	(kg)	(円)
合計												
県内合計												
県外合計												

注 数量の単位は、花き部にあつては本又は鉢とすること。

第46号様式（第32条関係）

仲卸業者及び売買参加者に対する卸売結果報告書

（ 年 月分）

年 月 日

沖縄県知事 殿

沖縄県中央卸売市場 部卸売業者  
 名称  
 代表者氏名

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第17条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

種類 項目 許可・承認番号 卸売の相手方	数量		卸売金額		数量		卸売金額		合計	
	(kg)	(円)	(kg)	(円)	(kg)	(円)	(kg)	(円)	(kg)	(円)
合計										

注 1 種類欄には、青果部にあつては野菜、果実又はその他、花き部にあつては切花、鉢物又はその他の別に区分して記入すること。

2 数量の単位は、花き部にあつては本又は鉢とすること。

第47号様式（第36条関係）

年 月 日	
入 札 票	
単 価	
入札者	
品 目	
数 量	
沖縄県中央卸売市場	

予約相対取引（変更）承認申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

沖縄県中央卸売市場 部卸売業者  
 名称  
 代表者氏名

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則第39条第3項に規定する予約相対取引の承認（変更の承認）を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

販売先の氏名又は名称	
品 目	
産 地・規 格・等 級	
数 量	
販 売 価 格	
販 売 予 定 期 間	
集 荷 の 方 法	委託 買付
出 荷 者	
理 由	
備 考	

沖縄県指令 第 号  住所 氏名又は名称 代表者氏名  沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則第39条第3項の規定により承認します。  年 月 日  沖縄県知事 印
---

注 品目の変更の場合は、新規で承認申請を行うこと。

卸売の開始時間前の卸売承認申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

沖縄県中央卸売市場 部卸売業者

名称

代表者氏名

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則第39条第3項に規定する卸売の開始時間前の卸売の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

品目	産地	規格・等級	出荷者	入荷見込量	申請量	卸売の方	理由

沖縄県指令 第 号

住所

氏名又は名称

代表者氏名

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則第39条第3項の規定により承認します。

年 月 日

沖縄県知事

印

沖縄県知事 殿

沖縄県中央卸売市場       部卸売業者

名称

代表者氏名

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則第39条第10項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

月日	品目	取引区分	集荷方法	卸売数量	相対数量	卸売金額	主  な 買受人	相対割合	せり割合	相対取引による割合を超えた理由

注 1 取引区分（1～3から選択）：1 予約、2 先取り、3 その他

2 集荷方法（1、2から選択）：1 委託、2 買付

沖縄県知事 殿

沖縄県中央卸売市場 部

名称

代表者氏名

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第22条第3項の規定により、 年 月 日現在の残高試算表を提出します。

1 合計貸借対照表

（単位：千円、％）

科目	前〇〇 残高	借方	貸方	当〇〇 残高	構成 比	科目	前〇〇 残高	借方	貸方	当〇〇 残高	構成 比
(資産の部)						(負債の部)					
I 流動資産						IV 流動負債					
(1) 現金						(1) 受託販売未 払い金					
(2) 預金						(2) 支払手形 (受託)					
(3) 売掛金						(3) 荷主預り金 (小計)					
(4) 受取手形						(4) 買掛金(買 付)					
(5) 有価証券						(5) 支払手形 (買付)					
(6) 親会社株式						(6) 預り金(買 付)					
(7) 商品						(小計)					
(8) 貯蔵品						(7) 買掛金(そ の他)					
(9) 前渡金						(8) 支払手形 (その他)					
(10) 荷主前渡金						(9) 短期借入金					
(11) 前払金						(10) 未払い金					
(12) 未収収益						(11) 未払法人税					
(13) 立替金						(12) 未払消費税					
(14) 仮払金						(13) 未払費用					
(15) 未収金						(14) 前受金					
(16) 仮払金						(15) 預り金(そ の他)					
(17) 繰延税金資 産						(16) 前受収益					
(18) 貸倒引当金 ( )						(17) 仮受金					
II 固定資産						(18) 繰延税金負 債					
1 有形固定資 産						(19) 賞与引当金 ( )					
(1) 建物						V 固定負債					
(2) 構築物						(1) 長期借入金					
(3) 機械及び 装置						(2) 預り保証金					
(4) 船舶及び 車両その他 の陸上運搬 の						(3) 繰延税金負 債					
(5) 工具、器 具及び備品						(4) 退職給付引					
(6) 土地											
(7) 建設仮勘 定 ( )											
2 無形固定資 産											

産 (1) のれん (2) 借地権 (3) 電話加入 権 (4) 施設負担 金 ( ) 3 投資その他 の資産 (1) 投資有価 証券 (2) 子会社株 式 (3) 出資金 (4) 子会社出 資金 (5) 長期貸付 金 (6) 開設者預 託保証金 (7) 定期預金 (8) 長期前払 費用 (9) 事業者保 険料 (10) 繰延税金 資産 (11) 貸倒引当 金 ( ) III 繰延資産 (1) 創立費 (2) 開業費 (3) 試験研究費 (4) 開発費 (5) 新株発行費										当金 ( ) 負債合計 (純資産の部) VI 株主資本 1 資本金 2 新株主申込 証拠金 3 資本剰余金 (1) 資本準備 金 (2) その他資 本剰余金 4 利益剰余金 (1) 利益準備 金 (2) その他利 益剰余金 ① ○○積 立金 ② 繰越利 益剰余金 (繰越損失金) 5 自己株式 6 自己株式申 込証拠金 VII 評価・換算差 額等 1 その他有価 証券評価差額 金 2 繰延ヘッジ 損益 3 土地再評価 差額 VIII 新株予約権 純資産合計					
資産合計										負債及び純資産額 合計					

## 2 合計損益計算書

(単位：千円、%)

科目	前〇〇までの累計	借方	貸方	当〇〇までの累計	構成比
I 営業損益					
1 卸売業務					
(1) 受託手数料 (受託品取扱額)					
(2) 買付販売損益					
① 純売上高					
商品総売上高					
売上値引及び戻り高					
仕入値引及び戻し高					
合計					
期末商品たな卸高					
買付販売利益(損失) 金額					
販売利益(損失)金額					

2 兼業業務				
(1) 売上高				
(2) 売上原価				
兼業業務利益（損失）金額				
売上総利益（損失）金額				
3 販売費及び一般管理費				
(1)				
(2)				
(3)				
営業利益（損失）金額				
II 営業外損益				
1 営業外収益				
(1)				
(2)				
2 営業外費用				
(1)				
(2)				
経常利益（損失）金額				
III 特別利益				
1 固定資産売却益				
(1)				
(2)				
2 前期損益修正益				
3 その他の特別利益				
(1)				
(2)				
IV 特別損失				
1 固定資産売却損				
(1)				
(2)				
2 減損損失				
(1)				
(2)				
3 災害による損失				
(1)				
(2)				
4 前期損益修正損				
5 その他の特別損失				
(1)				
(2)				
税引前当期純利益（損失）金額				
法人税等				
法人税当調整額				
当期純利益（損失）金額				

第52号様式（第42条関係）

仲卸業者及び売買参加者以外の者への卸売結果報告書

（ 年 月分）

年 月 日

沖縄県知事 殿

沖縄県中央卸売市場 部卸売業者

名称

代表者氏名

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第23条の規定により、下記のとおり報告します。

記

卸売の相手方	品目	産地	規格・等級	出荷者	卸売数量	卸売金額	備考
小計(1)							
小計(2)							
小計(3)							
合計(1)+(2)+(3)							

第53号様式（第43条関係）

市場外にある生鮮食料品等の卸売結果報告書  
（ 年 月分）

年 月 日

沖縄県知事 殿

沖縄県中央卸売市場 部卸売業者  
名称  
代表者氏名

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第24条の規定により、下記のとおり報告します。

記

出荷者	卸売の相手方	物品の引渡場所	品目	産地・規格・等級	数量	卸売価格	備考

第54号様式（第43条関係）

市場外保管場所指定申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

沖縄県中央卸売市場 部卸売業者  
名称  
代表者氏名

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則第43条第2項の規定により、市場外保管場所の指定を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

所在地	
施設の名称	
物品の種類	
使用面積（収容能力）	

市場外指定保管場所指定解除申出書

年 月 日

沖縄県知事 殿

沖縄県中央卸売市場 部卸売業者  
名称  
代表者氏名

年 月 日付け第 号をもって指定を受けた市場外保管場所について、  
沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則第43条第3項の規定により、  
下記のとおり指定の解除を申し出ます。

記

所 在 地	
施 設 の 名 称	
物 品 の 種 類	
指定を必要としなくなった理由	

販売日変更承認申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

沖縄県中央卸売市場 部卸売業者

名称

代表者氏名

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第25条ただし書の規定により、受託物品の販売日を変更したいので、下記のとおり申請します。

記

品名	数量	受領月日	販売予定月日	出荷者の氏名	出荷者の住所	理由

沖縄県指令 第 号

住所

氏名又は名称

代表者氏名

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第25条ただし書の規定により承認します。

年 月 日

沖縄県知事

印

卸売物品異状確認申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

沖縄県中央卸売市場 部卸売業者

名称

代表者氏名

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第28条ただし書の規定により、卸売に係る販売代金の変更をしたいので、下記のとおり申請します。

記

出荷者	住所		
	氏名		
区	分	申 請 事 項	
品	目		
産 地・荷	印		
規 格・等 級・荷	姿		
総 入 荷 数 量			
到 着 日 時		年 月 日	午前 時 分 午後
損敗又は内容相違の数量			
損敗又は内容相違の程度			
損敗又は内容相違の原因 と認められる事項			
販売単価・販売金額	販売単価	円	販売金額 円
訂正単価・訂正金額	訂正単価	円	訂正金額 円
販売数量・販売日時	販売数量		販売日時 年 月 日 時
買 受 人 名		番 号	
立 会 人 氏 名			

受 託 契 約 約 款 届 出 書

年 月 日

沖縄県知事 殿

沖縄県中央卸売市場 部卸売業者

名称

代表者氏名

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第29条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

（新規の届出の場合）別添のとおり

（変更の届出の場合）

変 更 事 項	
変更を必要とする理由	

受託物品異状確認申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

沖縄県中央卸売市場 部卸売業者

名称

代表者氏名

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第30条第2項の規定により、受託物品の異状について確認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

委託者	住所	
	氏名	
区	分	申請事項
品	目	
産地・荷	印	
規格・等級・荷	姿	
総入荷	数量	
到着日時		年 月 日 午前 時 分 午後
損敗又は内容相違の	数量	
損敗又は内容相違の	程度	
損敗又は内容相違の	原因と認められる事項	
当社の立会人	職	氏名
その他		
確認日時		年 月 日 午前 時 分 午後

仲 卸 業 者 事 業 報 告 書

年 月 日

沖縄県知事 殿

沖縄県中央卸売市場 部仲卸業者

名称

代表者氏名

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第32条の規定により 年  
月 日から 年 月 日までの事業報告を提出します。

1 事業の状況

- (1) 事業の概要（仲卸しの業務に係る売上高及び経営収支の概要その他特記すべき事項を記載すること。）
- (2) 総会及び役員会の決議事項の概要等

開催年月日	会 議 名	決 議 事 項 の 概 要 等

注 決議事項の概要等を記載し、そのうち商業登記を要する事項がある場合において、当該登記をしたときは、その登記年月日を併記すること。

2 内部組織に関する事項

- (1) 事業運営組織図（組織図を示し、各部門の担当者氏名、担当業務の概要及び従業員数を記載すること。）
- (2) 役員、株主又は出資者の持株数及び出資口数

役職名	氏 名	生年月日	住 所	持株数又は出資口数

(3) 従業員の内容

区分	男女別	人数（人）	平均年齢(才)	平均勤続年数(年)	平均給与(円)
営業関係	男				
	女				
	小計				

事務関係	男				
	女				
	小計				
合計	男				
	女				
	合計				

(4) 従業員名簿

職名	氏名	住所	生年月日	採用年月日	職務内容

3 仲卸しの業務の状況

(1) 取扱高及び売上損益

区 分	卸売業者からの買入物			卸売業者以外からの直接買入物品			合 計		
	数量 (kg)	金額 (円)	売上損益 (円)	数量 (kg)	金額 (円)	売上損益 (円)	数量 (kg)	金額 (円)	売上損益 (円)
種 類									
当 期 合 計(A)									
前 年 同 期(B)									
対 比(A)／(B)		%	%	%	%	%	%	%	%

注 1 卸売業者以外からの直接買入物品の欄は、条例第33条の規定により市場の卸売業者以外の者から買い受けて販売することの許可を受けた物品の取扱高及び売上損益を記入すること。

2 種類欄には、青果部にあつては野菜、果実及びその他に、花き部にあつては切り花、鉢物その他の区分の別に区分して記入すること。

3 数量の単位は、花き部にあつては本又は鉢とする。

(2) 卸売業者以外からの直接買入物品

直接買入物品名	期首繰越高 (A)	当期仕入高 (B)	期末残高 (C)	売上原価 (D) = (A) + (B) - (C)	売上高 (E)	販売損益 (E) - (D)

(3) 販売先別取扱高

区 分	県 内			県 外			合 計
	売 参 加 買 者	そ の 出 人	小 計	卸売業者	そ の 他	小 計	
金 額	円	円	円	円	円	円	円
割 合	%	%	%	%	%	%	%

4 経理の状況

貸借対照表

損益計算書

利益処分書又は欠損金処理書

貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

5 兼業業務の状況

業 務 の 内 容	業務実施の場所	売 上 高	兼業業務利益 (損失)
		円	円

第61号様式（第50条関係）

卸売業者以外の者からの買受け物品販売届出書  
 （ 年 月分）

年 月 日

沖縄県知事 殿

沖縄県中央卸売市場 部仲卸業者  
 名称  
 代表者氏名

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第33条の規定により、下記のとおり報告します。

記

買入先	品目	産地	規格・等級	仕入金額	販売金額	備考
小計(1)						
小計(2)						
小計(3)						
合計(1)+(2)+(3)						

- 注 1 買入先ごとに小計を記入すること。  
 2 仕入金額及び販売金額は税抜金額を記入すること。

第62号様式（第52条関係）

販 売 原 票

系統団体				部別No.						
出 荷 者	住所				責任者検印	せり人	記帳者	荷受者	置場係	置場所
氏名	コード			発 駅 (港)	着 駅 (港)	貨物番号・ 船 名	取 扱 運送店	運 賃 (着払元払)		

品 名					総 数 量		過 不足	
No.	個印 (出荷者)	品目	荷姿・量目	規格・等級	数量	単価	金 額	買 受 人
会社名 _____						小計		
年 月 日販売						合計		

No. (一連番号欄)

注 この様式により難しい場合は、これに準じて別の様式を用いることができる。

第63号様式（第53条関係）

売 渡 票

コード	買受人名
	殿

No. \_\_\_\_\_

年 月 日

原票No.	品 名	等階級	数量	単価	金 額	備考欄
計						
※印が付いた品目以外の品目の金額の計						
※印が付いた品目の金額の計						
消費税額及び地方消費税額に相当する額						
※印が付いた品目以外の品目の金額の計の消費税額及び地方消費税額に相当する額						
※印が付いた品目の金額の計の消費税額及び地方消費税額に相当する額						
合 計						

注 1 品名には、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第34条第1項第1号に規定する飲食料品の場合は、※印を付ける。

2 この様式により難しい場合は、これに準じて別の様式を用いることができる。

第64号様式（第54条関係）

荷 渡 票			会社名
年 月 日 売			
品名	数量	単価	
仲卸業者許可番号 売買参加者承認番号			

注 この様式により難しい場合は、これに準じて別の様式を用いることができる。

売 買 仕 切 書

PAGE No. \_\_\_\_\_

①	系統団体	②
		売立年月日
③	仕切No. ④	⑤
		⑥

品目コード	品目（種）	荷印	荷姿	量目	規格・等級	数量	単価	金額	
計									
※印が付いた品目以外の品目の金額の計									
※印が付いた品目の金額の計									
消費税額及び地方消費税額に相当する額									
※印が付いた品目以外の品目の金額の計の消費税額及び地方消費税額に相当する額									
※印が付いた品目の金額の計の消費税額及び地方消費税額に相当する額									
合計									
委託手数料									
うち消費税額及び地方消費税額									
控除金額	運賃						⑦		
	うち消費税額及び地方消費税額								
売買仕切金									

⑧

発 駅（港）	月	日	発
着 駅（港）	月	日	着
貨車番号・船名			
取扱運送店			
送り状No.			

着払	元払

⑨

備考

区	共撰	個撰	安定	共計	買付	検	扱	⑩
分						印		

1	2	3	4	会社名	
---	---	---	---	-----	--

㊦	㊧	㊨	㊩
---	---	---	---

会社No.	
登録番号	

- 注 1 ㊦欄は、支払区分、原票No、整理コード等の記入欄とする。
- 2 ㊧欄は、統計、送金料、送金額等の記入欄とする。
- 3 ㊨欄は、出荷者側が使用するコード等の記入欄とする。
- 4 ㊩欄は、出荷者側の検算数量の記入欄とする。
- 5 ㊪欄は、出荷者側が使用する控除金コードの記入欄とする。
- 6 ㊫欄は、出荷者側の控除金等の記入欄とする。
- 7 ㊬欄は、野菜、果実、切花、鉢物等の区分の記入欄とする。
- 8 備考欄は、到着数、前日残数、販売数、残数その他出荷者への連絡事項の記入欄とする。
- 9 品目（種）には、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第34条第1項第1号に規定する飲食料品の場合は、※印を付ける。
- 10 この様式により難しい場合は、これに準じて別の様式を用いることができる。

第66号様式（第56条関係）

沖縄県達 第 号

市場施設使用指定書

住所

氏名又は名称

代表者氏名

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第36条第1項の規定により、下記のとおり市場施設の使用条件を指定します。

記

使用目的	
施設の種類	
位置	別紙の図面のとおり
面積	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
備考	

年 月 日

沖縄県知事

印

市場施設使用許可申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

住所

氏名又は名称

代表者氏名

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第36条第2項の規定により、市場施設の使用の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

氏名又は名称	
使用目的	
施設の種類	別紙の図面のとおり
位置	
面積	平方メートル
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
その他	

第68号様式（第58条関係）  
沖縄県指令 第

号

市場施設使用許可証

住所

氏名又は名称

代表者氏名

年 月 日付け 第 号で申請のあった市場施設の使用の許可については、沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第36条第2項の規定により、下記のとおり市場施設の使用を許可します。

年 月 日

沖縄県知事

印

記

使用目的	
施設の種類	
位 置	別紙の図面のとおり
使用面積	平方メートル
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
そ の 他	

市場施設現状変更承認申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

住所  
氏名又は名称  
代表者氏名

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第37条の規定により、市場施設の現状変更の承認を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

施設の種類		
変更の内容		
位置	別紙の図面のとおり	
面積	平方メートル	
変更の理由		
工事予定期間	年 月 日から 年 月 日まで	
使用開始予定年月日	年 月 日	
請負人	住所、氏名及び電話番号	(電話番号)
	現場代理人及び電話番号	(電話番号)
設計者住所、氏名及び電話番号	(電話番号)	
その他		

市場施設返還及び原状回復届出書

年 月 日

沖縄県知事 殿

住所  
氏名又は名称  
代表者氏名

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第41条第1項の規定により、下記のとおり市場施設の原状回復をします。

記

市場施設番号	
面積	平方メートル
位置	別紙の図面のとおり
原状回復理由	
施設の返還の有無	有 無
返還期日	年 月 日
原状回復予定期日	年 月 日
その他	

市場施設原状回復命令書

住所  
氏名又は名称  
代表者氏名

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第41条第2項の規定により、下記のとおり市場施設の原状回復を命令します。

年 月 日

沖縄県知事 印

記

市場施設番号	
施設面積	平方メートル
位置	別紙の図面のとおり
原状回復期限	年 月 日
その他	

使 用 料 減 免 申 請 書

年 月 日

沖縄県知事 殿

住所  
氏名又は名称  
代表者氏名

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第43条第2項の規定により、使用料の減免を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

使用料の種類	
減免対象施設	
減免対象面積	
納付すべき使用料額	
減免を受ける金額	
減免の期間	年 月 日から 年 月 日まで
減免の理由	
備 考	

(表)

第	号			
写	身 分 証 明 書			
真	所 属			
契印	職 名			
	氏 名			
	生年月日	年	月	日生
上記の者は、沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第44条第1項の規定による立入検査に従事する職員であることを証明する。				
	年	月	日	
	沖縄県知事			印

(裏)

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例（抜粋）  
（報告及び検査）

**第44条** 知事は、この条例（第2章及び第3章の規定に限る。以下この章及び第54条において同じ。）の施行に必要な限度において、卸売業者、仲卸業者又は関連事業者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、卸売業者、仲卸業者若しくは関連事業者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問し、若しくは必要な指示をさせることができる。

2 前項の規定により立入り、質問又は指示をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入り、質問又は指示をする権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。